

## 第4回定例会質疑

2017年12月6日

(堤 県議)

まず第7号補正予算について。

今年7月の九州北部豪雨災害では、住家被害1,315棟のうち一部損壊及び床下浸水は848棟で、被害の64.5%を占めています。9月の台風18号被害でも、住家被害3,308棟のうち57.9%の1,915棟となっています。県としても道路や農地等の復旧、災害ボランティアや避難所などの設置等に尽力していることについては評価します。その支援をさらに広げるよう求め、以下の点について質問します。まず住家被害のうち、一部損壊と床下浸水が5割から6割以上占めていますが、住宅再建支援制度による支援がありません。第3回定例会において防災局長は、「県の住宅再建支援制度で床上浸水や半壊まで対象を拡大しているのは、そのままでは被災家屋での生活の継続が困難であり、生活再建に多額の費用を要するとの考え方に基づくもの。」と答弁しています。床下浸水や一部損壊では、安心して生活ができ、経費もかからないから拡充しないということでしょうか。答弁を求めます。

(防災局長)

災害被災者住宅再建支援制度について。7月の九州北部豪雨や、9月の台風18号で床下浸水や一部損壊の判定を受けた世帯においても、床下の泥出しや修繕などに、人手や費用を要し、ご苦労があると認識しています。

本県が独自の制度を設けている趣旨は、被災者の生活再建のため、国の制度の対象とならない被害についても支援することにある。

制度の対象としては、一般的に、そのままの状態では明らかに被災家屋での生活の継続が困難であり、生活再建に多額の費用を要すると考えられる床上浸水や、半壊まで拡大したものです。

(堤 県議)

確かに一部損壊義援金のこともありますが、これは制度じゃありませんので、是非県として、制度の拡充をして頂きたい。

床下浸水であっても、災害の大小によって非常に違う。水が入ってきて床上5センチのところとぎりぎりのところ、ぎりぎりのところも泥出しをしないといけない。その場合にはフローリングを剥いで泥出しも含めて水を掃き出さないといけない。本当に日常の生活が出来ないと思う。

そういう様々なパターンに応じて、床下でも一部損壊でも拡充する方向というのは大事だと思うのですが再度答弁を求めます。

(防災局長)

一部損壊しましても床下浸水にしましても、程度については軽いものから非常に経費のかかる、普通の生活に戻るまでに時間がかかるといったものもあるというのは承知しています。

そういう意味で制度の対象をどこまでにするかというのは、非常に難しい問題だと認識しています。

県におきましては、その災害において生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた世帯というふうに考えております。それは国も同じですが、国は全壊と大規模半壊というふうに考えています。

県におきましては、一般的に考えまして、一時的であれ転居や避難生活を余儀なくされるであろう床上浸水・半壊家屋というところまで拡大したとそういう考えに基づきまして、こういったものを対象としているというところ です。

(堤 県議)

先ほど言った床下浸水の関係でもかなり厳しいところがあるとお話ししました。是非、検討も含めて今後していくべきだと思うのですがどうでしょう。

(知事)

今の件につきまして、かねてから何とか支援をやりたいと色々考えておりました、国の制度に上乘せをしてやる努力をしてまいりました。

だいたい県の単独の支援制度が広がってきたと思いますが、まだまだ充分でないというご意見、良く承りました。

(堤 県議)

続いて持続化支援事業費補助金について。

津久見市の商店街や佐伯市の災害現場を視察して、河川の氾濫による住宅や中小商店の被害の甚大さに驚きました。このような被災小規模事業者への支援策として、経営計画を策定し事業用資産の復旧等を支援する持続化補助金があります。先日の議案説明では、「津久見市・佐伯市・臼杵市などで、11月30日の締め切りまでに160件ぐらい見込んでいる。」と説明がありました。災害情報第35報では、台風18号被害で非住家は562棟に上っています。すべてが店舗ではないでしょうが、被害棟数に比べても申請件数が少ないと考えます。どのような状況でしょうか、答弁を求めます。

次に被災中小企業の支援についてです。

津久見市の商店街の方から「商品を入れ替える準備をしている時に水が店舗に流入し、約80センチ位浸かり商品の8割が売り物にならない。約800万円の損害。保険にも入っていないし継続することは厳しい」と話を聞きました。「過疎化が進む中、補助金や融資を活用し店舗を再開しても、客が戻るか不安。」という声もたくさん聞きました。今回、中小企業活性化条例の改正が提案され「事業の持

「持続的な発展」などが盛り込まれますが、被災中小企業に対する支援をどう考えているのでしょうか。答弁を求めます。

また大分県では、中小企業が 99.9%、うち小規模事業者は 86%を占めています。県経済の発展には、小規模事業者の発展が重要です。中小企業活性化条例の基本理念に立てば、全ての小規模事業者へ支援の手が届くように、持続化補助金の補助対象経費を限定せずに事業用資産の復旧に使えるようにすべきと考えますが、答弁を求めます。

(知事)

まず被災中小企業の支援について。

県内企業の大多数を占める中小企業・小規模事業者は、地域の経済や雇用を支えるばかりでなく、県民生活を支え、地域社会の活性化に不可欠な存在であり、まさに本県の活力の源であります。

その中小企業、なかんずく小規模事業者は今、厳しさを増す経営環境の下で、休廃業が増加しています。これに歯止めをかけて、地域の活力が失われないようにするために、今議会で中小企業活性化条例の改正案を提案し、販路開拓・新製品開発や事業継承の支援など、小規模事業者の持続的な発展を後押ししていくこととしたところであります。

そうした中で、今年九州北部豪雨や台風第 18 号により、多くの小規模事業者が甚大な被害を受けました。施設や設備の復旧がままならず、廃業の道を選ぶことになれば、地域にとって大きな損失になります。従って、これまでの融資による支援だけでなく、一步踏み込んだ支援をするという決断をいたしました。具体的には、被災した小規模事業者の事業用資産の復旧と同時に販路開拓等の復興の取組を後押しするため、融資ではない補助金による支援制度を創設したところです。

公募にあたっては、商工会議所、商工会の経営指導員の皆さんが、被災事業者に寄り添って、計画作成や申請のお手伝いをして下さいました。なかなか手続きが大変だとありましたので、お手伝いを頼んだところです。

被災した中小企業の支援については、そうした思いで、廃業を食い止め、復旧・復興が果たせるように今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

(商工労働部長)

まず被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金について。

災害情報第 35 報では、台風 18 号による商工労働関係の被害は 507 箇所、津久見、佐伯、臼杵の 3 市で 458 箇所にのぼる。

被害の甚大な 3 市に持続化補助金を適用し、商工会議所等の広報誌や市報により周知するとともに、被災事業者に対する支援策の説明会を開催しました。加えて、地元商工会議所や商工会の経営指導員が被災事業者のもとへ足を運び、特に、津久見市では、県内各地の商工会議所や中小企業団体中央会、金融機関な

どの協力を得て、補助金制度の周知や申請書類作成の支援をしました。

被災された事業者の中には、「保険が適用された」、「メンテナンスの結果、簡単な修理で済んだ」などの理由から申請しない事業者もいます。

その一方で、書類の作成が間に合わない等の声に応えるため、応募の期間を11月30日から12月15日まで延長し、現在二次受付を行っています。なお、11月30日締め切りの一次受付では、津久見市120件、佐伯市30件、臼杵市2件の合計152件となっている。

被災した小規模事業者が本補助金を最大限に活用できるよう、引き続き対応に万全を期していきます。

続きまして小規模事業者の支援について、自然災害で被災した商工業者の施設等の復旧に対する支援は、住宅のように生活に不可欠な最低限の基盤ではないこと等から、これまでは融資利率の引き下げ等による金融支援を基本としてきました。

他方、近年の自然災害による被害は甚大化し、金融支援のみでは限界もある。国は、未曾有の災害であった東日本大震災に際して、地域経済に不可欠なサプライチェーンや雇用の維持等に向け、グループを形成し復興計画を策定した場合には、被災地域の経済の回復に繋がることから、まさに地域全体の波及効果が出ることから、被災事業者の施設等の復旧を支援したところでした。

九州北部豪雨及び台風18号による災害に関しては、被害の甚大さなどを勘案し、県としても国のグループ補助金創設を踏まえつつ、1歩踏み込み新たな補助金制度を創設しました。

具体的には、地域を支える商工会・商工会議所と一体となって、販路開拓等に向けた経営計画を策定して、被災しながらもリスクをとって地域の生活を支える小規模事業者が復興に取り組むことは、地域の活力維持に繋がることから、事業用資産の復旧を支援したところでした。

このため、経営計画に基づく事業用資産の復旧に限り、今回支援することとしている。

(堤 県議)

被災した中小企業の申請が150数件ということですが、対象の被災中小企業の第1次分でどれくらいの割合になるのでしょうか。

そういう制度を知らない中小企業がまだいるんじゃないかと危惧を持ってる。会議所や色々な所で周知徹底しているというのは分かります。それでも自分たちはどうやって申請していいのかわからない・会議所に入っていない・商工会に入っていないという方もたくさんおられる。被災中小企業のそういう方も含めて、本当に周知徹底しているのか危惧します。何割くらいが申請をしていると考えられているのか。

また今回、国は熊本地震の際のグループ補助金を創設していませんでした。災害の大小で制度を作ったり作らなかつたりすること自体がおかしいけれど、県と

しても国に対してグループ補助金のような本当に使い勝手のいい制度を是非国としても作りなさいという声掛けをする必要があると思いますがどうですか。

(商工労働部長)

まず1点目です。先ほど申しましたとおり災害情報第35報、最新の公表情報ですが、津久見・佐伯・臼杵の3市で商工労働関係の被害が458件となっています。そのうち今回152件の申請があったということです。当然この458件の中には、金融機関のようなものも入っておりますので、こういうものは小規模事業者じゃないので制度の対象外となっています。

周知につきましては、私ども今回、商工会議所・商工会が、経営計画の策定をお手伝いしていますが、当然会員でなくても対象になってまいります。私も津久見の商店街を会議所の方と回りましたけれど、その際も非会員の方も回っておられます。そういう意味で周知については商工団体、そして市等々通じて、徹底的にやっているところです。

2点目のグループ補助金のような補助金を国に要望すべきではないかというところですが、熊本地震の時は、国の方でグループ補助金という制度が導入されたわけですが、今回、国は国で考えている制度があるだろうかと思っておりますので、私ども大分県独自の制度として、九州北部豪雨・台風18号に際して、これまで同様の災害があってもやったことのない支援措置です。知事から申し上げたように1歩踏み込んで支援をさせて頂いているということです。

(堤 県議)

対象事業所の152件が申請していると。それは300件申請していないことになっている。それは金融とか入っていないという事は分かります。それ以外の300件近くの方々は自主的に申請しないという状況なのか、それとも対象にならないからしないのか、知らないからしないのか、その辺は市町村通じて県は掴んでいますか。

(商工労働部長)

この458件には、先ほど申し上げましたように、そもそも制度の対象外という所もございます。これは置いとくとして、それ以外の事業者、具体的に商工会議所なり商工会あるいは市から情報が入ってきている被害事業者に対しては、私ども、あるいは地元の市、あるいは商工団体がアプローチさせて頂いている。そういう中で申請される方・申請されない方というのは分かれてきていると考えている。

(堤 県議)

続いて国民健康保険の広域化について。

11月29日に標準保険料率などの算定結果が公表されました。確定値は来年1月

に算定されますが、今回の算定では、2016年度に比べ県平均で2,806円の増加となっています。市町村はこの負担増分について、今後検討するとしています。県としても法定外繰入を行い、市町村と共に負担増解消に努めるべきと考えますが、答弁を求めます。

また国は、広域化された国保特別会計に毎年3,400億円の国費を投入するとしていますが、将来削減される可能性があるかと危惧しています。知事会からも堅持を要望していますが、これを担保する仕組みはあるのでしょうか。答弁を求めます。

また国の納付金等算定のガイドラインでは、保険料水準の統一について、「将来的に目指す」として、時期などを明示していませんが、県としての考えを伺います。

次に保険税の収納対策についてです。

国民健康保険運営方針素案によると、収納対策の強化に対する取組として、口座振替の推進等を行うとしています。国保の滞納世帯は、2017年6月では加入世帯数の14.4%にあたる24,706世帯と多く、2016年度の延べ差し押さえ件数も4,016件となっています。保険税が高額で負担できない状況になっているのが実態です。今後、さらなる収納率の向上を目指し、無理な差押えが増えると危惧します。広域化された後の差押えについて、「納税者の意志を無視した差押えはさせない」という考えが大切と考えますが、答弁を求めます。

(福祉保健部長)

3点についてお答えします。

まず国民健康保険広域化について、国民健康保険特別会計は、保険給付費など必要な支出を保険税や法定の公費で賄うことにより収支均衡を図ることが原則。従って、県の国保特別会計も、市町村からの納付金・国からの負担金交付金・県の法定負担金によって賄うものと考えます。

今回の国保広域化にあたり、国による公費拡充は、国保財政の基盤強化と安定化に不可欠なものと考えます。このことは、平成27年2月に行われた国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会において、「毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を実施することにより財政基盤をさらに強化する」ということを文書で確認されている。

県としても、毎年、国の拡充分を含め、国民健康保険の安定的な財政運営の確立について厚生労働省に要望しており、併せて全国知事会を通じて、国の責任において財政支援の拡充を確実にを行うように求めているところです。

次に保険税率の統一について、これまで市町村ごとの保険税率であることや、医療費水準に差があること、医療費適正化等への取組状況が異なっていることなどの課題を踏まえ、引き続き、市町村と協議していきたい。

3点目の保険税の収納対策について、国民健康保険は、加入者の相互扶助で成り立つ公的医療保険制度です。保険税の負担は、制度の根幹を成すものであり、

その収納確保は、国保の安定的な財政運営にとって必要不可欠となるものです。

市町村では、保険税の滞納が生じた場合、納税相談等により滞納者の状況を確認しながら、減免や分割納付を実施しているが、事業の休止や病気など特別な事情が認められない場合には、地方税法に基づき差押えを実施しています。

保険税の賦課・徴収については、広域化後も市町村が行うことから、保険税の減免制度の周知や、滞納者への納税相談に適切に対応するよう、引き続き助言を行っていきます。

(堤 県議)

試算によって各市町村も独自財源で補填をしていこうというふうな話しも出ている市町村もあるようです。是非県としても法定外繰入をして欲しいと考えます。

また、市町村に対して国保税の値上げを回避するように助言すべきだと考えますがどうかというのが1つ。

そして執行部で1度試算して貰いましたが、2,800円を解消するのにどれくらいかかるかというのが約2億9,000万円あれば解消できると。であれば、県と市町村で共同しながら値上げ幅を抑えるための法定外繰入が可能ではないかなと思うのですが、再度答弁を求めます。

(福祉保健部長)

市町村の国保税の値上げを回避するようというお話でございますが、これまでも申し上げてきた通り、県は標準的な保険税率を示すわけですので、そこから先は市町村のかなりの判断があらうかと思えます。

これは2点目にも係りますが、非保険者の負担増を抑える努力と言いますか、そういったものを県と市町村がやったらどうかというお話ですが、先ほど申しあげたように国民健康保険というのは、公的な医療制度ですので、加入者の総合補助を前提として成り立っています。先ほどのお話にもありましたように、やはり納付金と法定の公費で必要な支出を賄うといったことが基本で、いかに持続性を確保するかが重要であると思えます。

そのことから保険税率の引き下げを目的として法定外の繰入をすることは考えておりません。

(堤 県議)

最後に損害賠償請求に関する和解をすることについて、亡くなった職員の冥福を祈るとともに、公務災害に至った経緯と再発防止策をどのように講じていくのか。知事の答弁を求めます。

(知事)

損害賠償請求に関する和解について、亡くなられた職員の方には、在職中、業務に精励され、県政推進に大変なご尽力をいただいたことに心から感謝申し上げます。

改めて、故人のご冥福をお祈りするとともに、皆さまにお詫びを申し上げます。

当該職員は、企画振興部で、インバウンド対策や映画のロケ地誘致等の業務を担当し、平成 27 年秋頃からは新年度予算に関する事務等も加わり、多忙の中、残念ながら帰らぬ人となりました。

その後、ご遺族から長時間勤務を死亡原因とした公務災害の認定請求があり、本人のパソコン使用履歴を調査した結果、亡くなる前 4 週に 107 時間を超える時間外勤務が判明し、認定されたものです。

再発防止については、業務量に応じた適性な職員配置に努めるとともに、事前命令・事後確認の徹底等勤務時間の適正管理及び職員の健康管理の両面から対策を充実させてまいります。

今回の事案では、亡くなる前 4 週の時間外勤務の命令時間と実勤務時間に 30 時間近くの乖離がありました。これを解消するため、職員の勤務時間をパソコンの稼働状況で客観的に把握するシステムを導入します。

また、職員の健康管理については、健康診断における心電図有所見者に対する保健師等による事後フォロー体制を強化したほか、平成 28 年度 4 月からは循環器専門医を産業医として選任する等、専門職による関与の充実に努めています。

亡くなられた職員の尊い命を無にすることのないよう、再発防止に徹底して取り組んでいきたい。

(堤 県議)

総務部長にお伺いします。今、知事がどういう対策を今後取っていくか言っていました。確かにそういう形で健康管理等すすめて頂きたい。

様々な制度をやっていって、その制度がきちんと守られているかどうかという担保は、総務部長なり誰か管理者がいてやるという流れでいいのか。

それともう 1 つ、知事が話された以外で具体的な対策をとるという事があればそれも一緒に答弁してください。

(総務部長)

まず時間管理と健康管理の徹底という事の担保です。もちろんすべての職員の時間管理、そしてその後の長時間勤務に伴う健康状態についての管理というのは人事課が一元して情報を持っており、特に健康面では健康サポートセンターが管理をしています。そのうえで、総括安全衛生委員会という私がトップですが、そうした仕組みがありまして、定期的に超過勤務の状況、そしてそうした職員の健康の状況といったものをチェックする仕組みがあります。それを持ってしっかり時間管理・健康管理を徹底していくということです。

具体的な方法論ですが、超過勤務の時間管理というのは、超過勤務は命令によ

って労働をしてもらうということですので、事前命令・事後確認というのを徹底するという事です。そのうえでパソコンの履歴による再度チェックをかけるということです。

そうしたことで、職員・管理職両方にこの業務が必要であったかどうかということも含めてチェックをかけていくということです。

現在も既に午後 8 時と 22 時に消灯をして帰宅、業務終了を促すという事もやっております。また現実には長時間勤務が続いていると思われる職員については、所属長に対し業務割り当てを変更させるといったことも、総務部人事課からやっているところです。

いずれにしても、しっかり時間管理・健康管理をやっていくということを務めてまいります。

(堤 県議)

今日の新聞見てびっくりしたんだけど、5年間で延べ700人が超過勤務、過労死ラインを超えて残業していたと。これは非常にショックだったんですが、これまでの議会の中で、度々超過勤務の問題というのは発言がありましたし、やってきましたけど、こういう人数が出てきたということについて県としてどのように認識されているのか。

またこれは是正をされていくんだけど、サービス残業は当然違法です。公務の場合は若干ちがうかもしれないが、サービス残業というのは基本違法です。

併せて時間外勤務手当についてはどのようにこの方々に対して考えればいいのか、この数点についてお聞かせください。

(総務部長)

まず本日の報道であります過去5カ年で700人を超える、1月で言うと100時間、複数月であると80時間を超える職員という事です。

この原因と言いますか、個別で全て把握しておりますが、同一人物が続いたというような事例もあります。

特に新聞にも書かれていましたが、集中するイベントの業務といったようなことで、2ヵ月続いて100時間超えたとか、80時間超えたとかがあります。ただ、年間通じて12ヶ月超えるという事じゃなくて限られた月数ということです。

もう1つは災害対応で発注が重なる。公共事業の災害査定を受ける準備に集中したという様なことで、1・2ヶ月80時間、100時間超えるといったような職員が出ています。

そうしたことで延べ人数で5年間で700人という事です、1番多いのは災害対応で集中したというのが多いようにとらえております。

それとサービス残業というお話がありました。サービス残業があってはならないというふうに思っていますというか、当然です。命令に従って勤務をして頂くということですので、隠れ残業であったり、サービス残業というのはあってはな

らない。ただ、今回やはり本人の翌日の事後確認という申告で、本人の遠慮とかそういう事で実際の勤務時間より短く申告したという例もあるんだろうと思います。

こうした事を無くすために、今申しましたように客観的に時間を管理できるパソコンログでの管理という事をやっていこうと思います。

サービス残業というのはあってはならないと思っています。それと、手当の問題ですが、手当については勤務時間に応じてすべての手当を支給する。手当が無いから残業しないとか、手当の無い残業をさせるとかそういう事はありません。

ただそういう面でも、超過勤務手当がどんどん増えていってるかということ、そういうわけでもありません。これは決算を見て頂ければお分かりいただけると思います。

(堤 県議)

という事で、この700人の方々は基本的には正規の残業手当が出ているという認識でよろしいですね。